

小規模事業者持続化補助金

厳しい経営環境の中で販路開拓や生産性向上等に取り組む事業者への補助金です

【対象者】 小規模事業者 ・ 常用の従業員数が20人以下
・ 商業・サービス業の場合は5人以下(宿泊業・娯楽業は20人以下)

【対象経費】 機械装置等費・広報費・ウェブサイト関連費(交付申請額の1/4を上限)・展示会等出展費・旅費・開発費・資料購入費・雑役務費・借料・設備処分費・委託/外注費

新たな販路の開拓等に取り組む

通常枠

補助率
2/3

上限額
50万円

補助率

上限額

2/3 200万円

(赤字事業者は3/4)

従業員の賃金を引き上げ、販路開拓等に取り組む

賃金引上げ枠

補助率
2/3

上限額
200万円

従業員の雇用により小規模事業者の枠を超え、新たな販路の開拓等に取り組む

卒業枠

補助率
2/3

上限額

200万円

跡継ぎ候補が新たな販路開拓等に取り組む
※アトツギ甲子園ファイナリストであること

後継者支援枠

創業者が販路開拓等に取り組む

創業枠

補助率
2/3

上限額
200万円

補助率
2/3

上限額

100万円

免税事業者がインボイス発行事業者の登録を行い、販路開拓等に取り組む

インボイス枠

申請要件の詳細は公募要領をご確認ください

【応募締切】 ⑧ 6月3日 ⑨ 9月中旬 ⑩ 12月上旬 ⑪ 2月下旬